

# 税務通心

## 定額減税と給与の源泉徴収事務への影響

昨年 12 月 22 日に閣議決定された「令和 6 年度税制改正の大綱」には、1 人あたり 4 万円の定額減税が盛り込まれています。サラリーマンは今年 6 月以降の給与の源泉徴収から影響します。

### 1 定額減税とは

物価高による国民の負担を緩和し、デフレに後戻りさせないための措置の一環として、所得税と個人住民税の定額減税が実施されます。具体的には、合計所得金額 1,805 万円以下（給与の年収 2,000 万円以下に相当する納税者本人と、日本に住む扶養家族（同一生計配偶者＋扶養親族）を対象に、右表の金額が特別控除の額として、減税の対象となります。

対象者	所得税	個人住民税
1 人につき	3 万円	1 万円

例えば、扶養家族が 2 人いる場合には、(3 万円+1 万円)×3 人(本人+扶養家族 2 人)=12 万円が所得税と個人住民税をあわせた特別控除の額となります。

### 2 定額減税の実施時期等

令和 6 年度税制改正の大綱等に示されている実施時期等は、次のとおりです。

#### (1) 所得税

給与 所得者	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 令和 6 年 6 月 1 日以後最初に支払を受ける給与等（賞与含む）から順次実施</li><li>■ 6 月 1 日より後の入社、異動等により特別控除の額に変動が生じた場合は年末調整で調整</li><li>■ 令和 6 年分の年末調整時に、最終調整</li></ul>
公的年金 受給者	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 令和 6 年 6 月 1 日以後最初に支払を受ける公的年金等から順次実施</li><li>■ 異動等により特別控除の額に変動が生じた場合は確定申告で調整</li></ul>
事業 所得者等	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 令和 6 年の第 1 期分予定納税額（7 月）から実施（本人分のみ控除）</li><li>■ 控除しきれない部分は第 2 期分で実施</li><li>■ 扶養家族分に係る特別控除の額は、予定納税額の減額承認申請を行うことで実施可</li><li>■ 予定納税がない場合は確定申告時に控除</li></ul>

#### (2) 個人住民税

個人住民税は、地方公共団体が算定を行い、定額減税が反映された令和 6 年度分の納税額が通知等されます。基本的には、これに基づいて納付を行います。なお、対象となる同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）に係る定額減税の実施時期は、上記とは異なり令和 7 年度分での実施予定とされています。

### 3 給与に係る源泉徴収事務への影響

#### (1) 所得税

6 月 1 日において主たる給与等の支払を受ける者が対象です。また、6 月 1 日以後最初の給与等の支払日までに提出された、扶養控除等申告書等の記載情報に基づき特別控除の額を計算します。6 月以降の源泉徴収、特に賞与支払時の控除もれにご注意ください。

#### (2) 個人住民税

定額減税が適用される令和 6 年度の特別徴収は、例年の 6 月ではなく 1 ヶ月遅い 7 月から翌年 5 月までの 11 回の徴収となります。特別徴収税額の通知が届き次第、準備しましょう。

※収入が給与のみの場合（所得金額調整控除適用者は 2,015 万円以下に相当）

参考：財務省「令和 6 年度税制改正の大綱」

「令和 6 年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について（令和 6 年 1 月 29 日）」

# 労務通心

## 拡充されたキャリアアップ助成金「正社員化コース」

有期雇用労働者等を正社員に登用したり、処遇改善の取組を実施したりする企業への支援として、キャリアアップ助成金が設けられています。2023 年 11 月 29 日に、キャリアアップ助成金の「正社員化コース」が拡充されました。ここでは拡充された内容をとり上げます。

### 1 正社員化コース

「正社員化コース」とは、就業規則等で規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員に転換等をした場合に助成金が支給されるものです。有期雇用労働者以外にも、正社員ではない無期雇用労働者を正社員に転換した場合、また、正社員への転換だけでなく、多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）に転換した場合等も、「正社員化コース」の対象となります。

### 2 拡充された内容

今回拡充された内容は、以下のとおりです。

#### (1) 1 人当たりの助成金の額の見直し

支給対象期間が「6 ヶ月」から「12 ヶ月」に拡充され、助成金の額も以下のように見直されました。

企業規模 / 正社員化前の雇用形態	有期雇用労働者	無期雇用労働者
中小企業	80 万円 (40 万円)	40 万円
大企業	60 万円 (30 万円)	30 万円

※( ) 内は通算雇用期間が 5 年超の場合

※ 1 年度 1 事業所当たりの支給申請上限人数 20 名

#### (2) 有期雇用労働者の要件緩和

有期雇用労働者から正社員に転換する場合、有期雇用の期間が 6 ヶ月以上で、通算 3 年以上という要件が設けられていましたが、6 ヶ月以上のみに緩和されました。なお、有期雇用の期間が通算 5 年を超えた有期雇用労働者を正社員に転換する場合、助成金の額は、(1) の表のとおり、無期雇用労働者が正社員に転換した場合と同額になります。

#### (3) 正社員転換制度規定の加算

今回、正社員転換制度の導入に取り組む場合の加算措置が新設されました。正社員転換制度を新たに規定し、その雇用区分に転換等をした場合に 20 万円（大企業の場合 15 万円）が加算されます。なお、1 事業所当たり 1 回のみ支給となります。

#### (4) 多様な正社員制度規定の加算

多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）制度を新たに規定し、この雇用区分に転換等をした場合に加算される額が 40 万円（大企業の場合 30 万円）に増額されました。なお、この加算措置も 1 事業所当たり 1 回のみ支給となります。

キャリアアップ助成金を利用する際は、事前にキャリアアップ計画書を管轄の労働局へ提出する必要があります。また、Q&A が公開されていることから、活用を検討される場合は事前に内容を確認しておきましょう。

